

第85号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年12月19日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

一般職の職員に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の230を、12月に支給する場合においては100分の235を</u> 乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
3 (略)	3 (略)

第2条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の230を、12月に支給する場合においては100分の235を</u> 乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職条

例」という。) の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 改正後の特別職条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

期末手当の支給率を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

	(1) 改正案 (令和8年4月1日施行)		(2) 改正案 (公布の日施行)		現 行	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率
市長、副市長、 教育長	232.5 /100	232.5 /100	230 /100	235 /100	230 /100	230 /100

※ 市長、副市長及び教育長については、令和6年4月から令和8年3月までの間の期末手当の減額措置に伴い、上記により算定された額から、100分の10を乗じた額を減額している。

3 施行期日等

- (1) 2の表中(2)の規定 公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
- (2) 2の表中(1)の規定 令和8年4月1日
- (3) 2の表中(2)の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。